

(無効入札)

第18条 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者が行った入札は、これを無効とする。

2 次の各号の一に該当すると認められる者がその事実のあった後2年間を経過しないうちに行った入札は、これを無効とする。またその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 契約の履行の確保を図るために、監督又は検査の実施にあたり職員の職務

の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 次の各号に該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。
 - (2) 入札に際し不正の行為があったとき。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
 - (4) 納入すべき入札保証金(入札保証金に代わる担保を含む。)を納付していないとき又は、これが不足しているとき。
 - (5) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し又は不明なとき。
 - (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。